

岡垣町公式T w i t t e r 運用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡垣町（以下「町」という。）がソーシャルメディアを通じた情報伝達の充実を図るために開設する岡垣町公式T w i t t e r（以下「公式ツイッター」という。）を情報提供媒体として運用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ツイッター T w i t t e r, i n c. が提供するソーシャルメディアサービスで、インターネットを利用し、140字以内の短い文章を、不特定多数の利用者と共有するサービスをいう。
- (2) 公式ツイッター 町が設置・運用するツイッターをいう。
- (3) アカウント ツイッターを設置・運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。
- (4) ツイート ツイッターに記事を投稿する行為及び投稿された記事をいう。
- (5) リプライ 他のユーザーのツイートに返信をすることをいう。
- (6) リツイート 他のユーザーのツイートを引用して投稿することをいう。
- (7) フォロワー 他のユーザーのツイートを受信するように登録することをいう。

(運用管理)

第3条 公式ツイッターの運営主体は町とし、運用管理は、おかがきPR課が行うものとする。

2 アカウント名は、「okagaki_town」とする。

(アカウント運用者の明示)

第4条 なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、運営主体としてツイッターのアカウント名を町公式ホームページ上に明示する。

(運営主体、発信内容等の明示)

第5条 運営主体、発信する内容等については、公式ツイッターのプロフィール欄に明示する。

(情報発信)

第6条 公式ツイッターのツイートの作成、更新、発信は、おかがきPR課広報聴係が行う。ただし、町長が必要と認めるときは、この限りでない。

2 情報発信の原則は、次のとおりとする。

- (1) 町職員であることの自覚と責任を持ち、地方公務員法（昭和25年法律第261号）その他の関係法令並びに職員の服務及び情報の取扱いに関する規定を遵守すること。
- (2) 自らの職務に関する情報を発信する場合は、守秘義務を果たすとともに、意思形成過程における情報の取扱いに十分留意すること。
- (3) 基本的人権、肖像権、プライバシー権、知的財産権等に関して侵害することがないように十分留意すること。
- (4) 発信する情報は正確を期するとともに、その内容について誤解を招かないよう十分留意すること。
- (5) その他公序良俗に反する一切の情報を発信しないこと。

(掲載内容)

第7条 公式ツイッターにおいては、次に掲げるものをツイートする。

- (1) 町のイベント情報や新たな施策、町の魅力を感じられる情報のうち、広く町民等に周知すべき情報
- (2) 地震・事故等による災害情報及び大雨・暴風などの気象情報
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町民にとって有益であると町長が判断したもの

(画像の投稿)

第8条 画像の投稿は、町で所有するもので使用することが適切であると判断したものに限るものとする。ただし、おかがきPR課が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(投稿禁止情報)

第9条 利用者は、公式ツイッターに対し、次に掲げる内容の投稿を行ってはならないものとする。

- (1) 町が投稿した内容に関係がないと思われるもの
- (2) 法令等に違反するもの又は違反するおそれがあるもの
- (3) 公序良俗に反するもの
- (4) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (5) 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの

- (6) 特定の個人、企業、団体等を誹謗中傷し、又は名誉若しくは信用を傷つけるもの
 - (7) 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいする等のプライバシーを侵害するもの
 - (8) 町又は第三者の特許権、意匠権、著作権、商標権、肖像権などを侵害するもの
 - (9) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
 - (10) 町を含む他者になりすますなど、虚偽や事実と異なる内容
 - (11) 有害なプログラム
 - (12) わいせつな表現などを含む不適切な内容
 - (13) 前各号に掲げるもののほか、町が不適切と判断したもの及びこれらの内容を含むページ等へのリンクへ誘導するもの
- 2 町長は、投稿内容が前項各号いずれかに該当すると判断した場合は、当該利用者に対し予告なく、情報の削除その他必要な措置を講じることができる。

(リプライ、リツイート及びフォローの制限)

第10条 リプライは、行わない。ただし、国、町、他自治体、公益法人等（以下「国等」という。）が発信したツイートで、おかがきPR課が特に必要と認めるものは、この限りでない。

2 リツイートは、行わない。ただし、国等が発信したツイートで、おかがきPR課が特に必要と認めるものは、この限りでない。

3 フォローは、行わない。ただし、国等が開設したアカウントで、おかがきPR課が特に必要と認めるものは、この限りでない。

(リンク先の記載)

第11条 ツイートへのリンク先の記載は、町公式ホームページのみとする。ただし、国等が開設・運営しているページで、おかがきPR課が特に必要と認めるものは、この限りでない。

(知的財産権)

第12条 公式ツイッターに掲載する個々の情報に関する知的財産権は、町及び原著作者に帰属する。

2 内容について、私的使用のための複製又は引用など、著作権法上認められた場合を除き、無断で複製、転用することはできない。

(免責事項)

第13条 町は、公式ツイッターを通じて利用者から提供される情報について、その正確性、完全性、合法性その他の保証は、一切しないものとし、当該情報に起因して利用者又は第三者に損害が発生した場合においても、町の

故意又は重大な過失によるものでない限り、一切責任を負わないものとする。

2 この要綱は、利用者への予告なく変更や見直しを行う場合があるものとする。

(管轄裁判所)

第14条 公式ツイッターの利用及びこの要綱に伴う紛争については、福岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、公式ツイッターの運用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。